

茨城県水土里情報利活用推進協議会 設立総会が開催される

平成 20 年 3 月 24 日（月）PM2:00、ホテルレイクビュー水戸において、茨城県水土里情報利活用推進協議会設立総会が開催されました。

この協議会は、水土里情報利活用促進事業により整備する農地情報の適切な管理と会員となります県・市町村並びに農業団体が連携して農地情報の利活用を図ることにより今後の農地施策の推進、更には本県の農業農村の持続的な発展と振興に寄与することを目的として設立されたものです。

設立総会は、議題に入る前に事務局（茨城県土地改良事業団体連合会）より水土里情報利活用推進協議会設立にあたっての経過報告及び協議会の位置付（別紙 1）についての説明があり、その後、小美玉市長 島田 穰一氏が議長となり議事に入り、



附議事項

- 第 1 号議案 茨城県水土里情報利活用推進協議会規約（案）について
- 第 2 号議案 茨城県水土里情報利活用推進協議会役員を選任について
- 第 3 号議案 平成 20 年度水土里情報利活用促進事業 事業計画（案）について

が慎重審議され、各議案とも全員異議なく可決承認されました。



なお、第 2 号議案については次のとおり役員が選任されました。

- 会 長(1名)
茨城県土地改良事業団体連合会
会 長 山口 武平
- 副会長(2名)
茨城県農林水産部農地局
農地局長 谷貝 一雄
茨城県土地改良事業団体連合会
専務理事 小嶋 宇内

理 事(5名)

- | | | |
|--------------|-----------|-------|
| 茨城県農業会議 | 専務理事兼事務局長 | 飯田 豊 |
| 茨城県農業協同組合中央会 | 常務理事 | 仁平 博夫 |
| 茨城県農業共済組合連合会 | 会長理事 | 上野 美史 |
| 小美玉市 | 市 長 | 島田 穰一 |
| 豊田新利根土地改良区 | 理 事 長 | 雑賀 正幸 |

監 事(2名)

- | | | |
|-------------|--------|-------|
| 茨城県農林水産部農地局 | 農村計画課長 | 小山 春雄 |
| 筑西市 | 市 長 | 富山 省三 |

(別紙 1)

平成 20 年 3 月 24 日

水土里情報利活用推進協議会設立にむけた経過報告

茨城県土地改良事業団体連合会

水土里情報利活用促進事業は、平成 18 年度農林水産省・振興局の新たな取り組みとして事業化されております。

本事業は、農地筆・区画図、農業用排水施設、画像等の農業に関する地図情報を補助で整備し、関係機関が利活用する事業であり、平成 19 年度までに 40 道府県が事業実施しております。

その後、平成 19 年 1 月 6 日付で農林水産省から農地に関する改革案として、農地の有効利用を進めるために 5 つの方針が示されました。

1. 農地情報のデータベース化
2. 耕作放棄地の解消に向けた取り組み
3. 優良農地の確保対策の充実・強化
4. 農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開
5. 所有から利用への転換による農地の有効利用促進

であります。

これら改革の基礎となるものが 1. 農地情報のデータベース化であり、これを基に 2～5 の改革を平成 20 年度より全国で展開する運びとなりました。このように今後、水土里情報が農地改革上重要な位置を示めることとなり農水省を上げて推進していくこととなっております。

本県といたしましても、平成 18 年・平成 19 年の 2 年間農業関係機関との調整を図って参りました。

今後これらの農地施策の推進を図るためには、水土里情報の整備推進が必要不可欠な要素であることから、平成 20 年度に水土里情報利活用促進事業の採択・事業着手を行う運びとなりました。よって採択条件でもある、水土里情報推進協議会を設立するものであります。

(別紙1)

水土里情報利活用推進協議会の位置付け

【水土里情報利活用促進事業 実施要綱】抜粋

第4 事業の実施要件

- 1 地図情報を整備することにより、農業の持続的な発展及び農村の振興等を目的とした多様な取組の円滑な推進に効果が見込まれること。
- 2 整備する地図情報の適切な管理・提供体制を構築している又は構築することが見込まれること。
- 3 1及び2は、地方公共団体、農業関係団体等との連携により行われるものであること。

【水土里情報利活用促進事業 実施要領】抜粋

第3 事業の実施要件

- 3 要綱第4の3の「地方公共団体、農業関係団体等との連携により行われるもの」とは、事業主体である都道府県土地改良事業団体連合会が、都道府県や都道府県内の主要な農業関係団体等を構成員とした**協議会を設立し**、この協議会において地図情報の管理・提供に関する具体的な内容を定めることを言う。